# 特定工場の緑地配置等のガイドライン

(恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例に係る緑地配置等のガイドライン)

# 1. 目的

恵庭市では、平成30年11月30日に「恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」(以下「条例」という。)を施行し、市内の工業団地を対象地域として工場立地法における緑地面積率等の規制基準を緩和しました。これにより、市内企業の流出の防止や、工場立地及び事業規模を拡大しやすい環境を整備することで、地域産業の活性化を図りたいと考えています。

一方、工場における緑地は、地域の自然環境との調和や、周辺住民の生活環境に及ぼす影響の 緩和などの機能を持つことから、緑地面積率の緩和により、これらの緑地機能が低下することを 防止しなければなりません。

また、恵庭市は「第5期恵庭市総合計画」において、「花・水・緑 人がつながり夢ふくらむ まち えにわ」を将来像として「恵庭(恵まれた庭)」という地名にふさわしい、美しくやすらぎ のあるまちを目指しており、周辺の地域景観に配慮した緑地の促進等や良好な市街地環境の形成 を促進することとしています。

こうした状況を踏まえ、緑地等の面積率を緩和する一方で、「恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例に係る緑地配置等のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を設け、工場の操業環境と周辺地域の生活環境のバランスがとれた緑化を推進し、当該特定工場を持つ企業の皆様にも「良好な市街地環境の形成」の一端を担っていただきたいと考えています。

対象となる特定工場におきましては「ガイドライン」に示す緑化や緑地の配置等にご協力をお 願い致します。

#### 2. 対象工場

工場立地法により定められている届出対象工場(特定工場)

|特定工場| 業種:製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所は除く)

規模:敷地面積9,000㎡以上、または建築面積3,000㎡以上

# 3. 対象地域

恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来 投資促進法)に基づく「北海道恵庭市基本計画」の重点促進区域に指定している市内の工業団地 (7 団地)

### 4. 工場立地法に基づく周辺緑地の配置

工場立地法第4条第1項の規定により定められた「工場立地に関する準則」の第4条において、 敷地面積の15%以上にあたる緑地等を敷地周辺部に配置することになっており、緑地等面積の 緩和により、緑地等の面積率が15%を下回る場合、全ての緑地等を周辺部に配置しなければな らないと定められています。 また、周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように配置することが定められており、住宅、学校、病院等の施設が存在する方向に集中的、重点的に環境施設を配置して環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮させるように求められています。

工場立地法第4条第1項第1号の緑地や環境施設(以下「緑地・環境施設」という。)を条例第3条に規定する緑地等面積率を適用し、既存の緑地等を減少させる場合においても、これらを 考慮し緑地・環境施設を配置しなければいけません。

工場立地法に従わず、届出をしない又は虚偽の届出をした場合、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。 (工場立地法第16条)

# 5. 恵庭市の緑化や緑地の配置

緑地・環境施設を条例第3条に規定する緑地等面積率を適用し、既存の緑地・環境施設を減少 させる場合においては、次に規定する事項に留意し、適切な管理により維持に努めてください。

#### (1)敷地周辺部の緑化の推進

周辺環境や自然環境との調和や粉じん、騒音防止のためのグリーンベルトの確保の観点から当該特定工場の敷地周辺部に緑地を配置すること。

- (2) 住宅地や商業地等が近接する場合は、その方向に重点的に緑地を配置 特定工場の周辺に住宅地や商業地があるときは、当該住宅地や商業地に面した当該特定工場 の敷地内の樹林地を確保することにより、周辺環境に配慮した対策を行うこと。
- (3) 幹線道路(国道、道道等)に接する場合は、その方向に重点的に緑地を配置 特定工場が幹線道路(国道、道道等)に接する場合、そこに面した当該特定工場の敷地内周 辺部に緑地を確保することにより、周辺環境や景観に配慮した緑地の配置を行うこと。

#### (4) 緑の体積や視覚的な緑量を向上させる緑化の推進

既存緑地の体積や視覚的な緑量を向上させることにより、周辺環境や自然環境との調和を図ること。

例)

- ・敷地周辺部の芝生に将来緑の骨格となる中高木等を植樹
- ・敷地や建物の出入口及び道路に接する敷地周辺部に花壇やプランターを設置
- ・建築物の壁面やコンクリート塀等の緑化

# 6. 緑化やまちづくり活動への参加の推進

工場立地法第4条第1項第1号に規定する緑地を条例第3条に規定する緑地等面積率を適用し、既存の緑地を減少させる場合においては、「きれいなまちづくり条例」により定めた「ごみゼロの日(5月30日)」に実施するクリーンウォーキングや地域の清掃活動、緑化活動等へできる限り参加し、まちづくりや緑化等に努めてください。